

上越市水防計画の修正概要

防災危機管理部 危機管理課

経緯・主な修正概要

1 経緯

今回の修正は、県水防計画の修正に伴い所要の修正を行うもの。

◆県水防計画の修正履歴

○令和5年5月

2 主な修正概要

(1) 県水防計画との整合

- ①津波警報等の留意事項に新たに2項目を追加
- ②洪水予報河川における洪水予報文の様式修正
- ③県所管水位観測所(危機管理型水位計)に堤防高及び観測開始水位を追記

(2) その他(本編から資料編に移行)

- ①重要水防箇所に係る設定箇所の一覧(水防上巡視を必要とする構造物調べ含む)
- ②警報・注意報発表基準の一覧表(気象)
- ③水防倉庫及び備蓄資器材の一覧
- ④消防団の管轄地域の一覧(公表済みの上越市消防団規則の記載)

(1) 県水防計画との整合

上位計画の修正によるもの

①津波警報等の留意事項に新たに2項目を追加

【修正前】

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(追加)

【修正後】

(略)

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(1) 県水防計画との整合

②洪水予報河川における洪水予報文の様式修正

関川及び姫川洪水予報実施要領の更新に伴い、以下のとおり様式の文言を修正

【修正前】

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

【修正後】

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

③県所管水位観測所(危機管理型水位計)に堤防高及び観測開始水位を追記

県水防計画に記載漏れがあったため、以下の水位観測所に記載漏れ事項を追記

河川名	観測所名	堤防高(m)	観測開始水位(m)
重川	福橋	<u>5.52</u>	<u>1.63</u>
大瀬川	藤巻	<u>7.34</u>	<u>2.63</u>
矢代川	飛田新田	<u>26.73</u>	<u>23.50</u>
桑取川	西山寺	<u>41.05</u>	<u>38.23</u>

※海拔表記